

建設業の生産高度化のための 実証実験結果について

国土交通省総合政策局建設業課

やまうち ひろし
構造改善係長 山内 洋志



はじめに

国土交通省では、平成15年度、中小・中堅建設業者における生産高度化・コスト管理合理化を図るため、建設生産の各過程において建設業の電子商取引の標準規格を用いた実証実験を実施するとともに、別途、有識者による研究会を設置し、ITを活用したコスト管理および現場管理の方向性の検討を行ったところである。

本号ではまず、実証実験の結果の概要を紹介し、研究会による検討結果については、次号以降に紹介する予定としている。



背景

建設産業は、国民総生産の約11%に相当する約54兆円の建設投資を担うとともに、全産業就業人口の約1割に相当する約604万人を擁する基幹産業である。しかしながら、現在、建設産業は建設投資の低迷、建設業者数と建設投資のバランスの崩壊など、市場の大きな構造変化の中で、受注の減少、利益率の低下などにより、従来にも増して厳しい経営環境に直面している。

特に、地域の中小・中堅建設業者は、コスト管理等を十分に行わないまま収益性が低下している企業が少なくないため、今後、コスト管理の徹底

と経営効率化の推進を図る必要があり、ITの活用等による工程管理の徹底、元請・下請間を含めた企業間取引のIT化など、生産の高度化に向けた取り組みを進めることが急務となっている。



これまでの取り組み

建設業におけるEDI⁽¹⁾の検討は、昭和63年に(財)建設経済研究所に「建設産業情報ネットワーク(CI-NET⁽²⁾)研究会」が設置されたことに始まる。研究会では、情報ネットワークの構築、利用および普及について検討がなされ、その結果、企業間における情報交換のオンライン化の前提となるビジネスプロトコルおよび伝送手順の標準化等さまざまな課題が明らかになった。これを受け、平成2年に(財)建設業振興基金を事務局とする「建設産業情報ネットワーク(CI-NET)推進協議会」が設置され、EDIに関する研究が開始された。

その後、平成3年には建設大臣(現在の国土交通大臣)により「建設業における電子計算機の連携利用に関する指針」が告示され、CI-NETが建設業における標準EDIとして認定されるとともに、(財)建設業振興基金が中心となって建設業界としての実施体制を整備することとされた。以後、(財)建設業振興基金に設置された「情報化評議会(CI-NET)」においてその内容の充実が図

られるとともに、平成12年にはインターネットを利用することにより簡単に EDI を実現することができる CI-NET LiteS が開発されると、利用する企業数も急激に増加していった（図—1）。

一方、CAD データの交換については、平成 8 年に「建設 CAD データ交換コンソーシアム」が発足し検討が開始され、平成11年には（財）建設業振興基金に「設計製造情報化評議会（C-CADEC³⁾」が設置され、各種の標準を整備してきたところである。

- （ 1 ） EDI：Electronic Data Interchange の略。企業間における商取引のためのデータを、標準的な規約を用いてコンピュータと通信回線により交換すること。
- （ 2 ） CI-NET：Construction Industry NETwork の略。建設業における帳票データ等さまざまな情報の共有・交換のための標準規約。
- （ 3 ） C-CADEC：“Construction-CAD and Electronic Commerce” Council の略。建設業における CAD

等の図面データに係る情報の共有・交換のための標準規約。

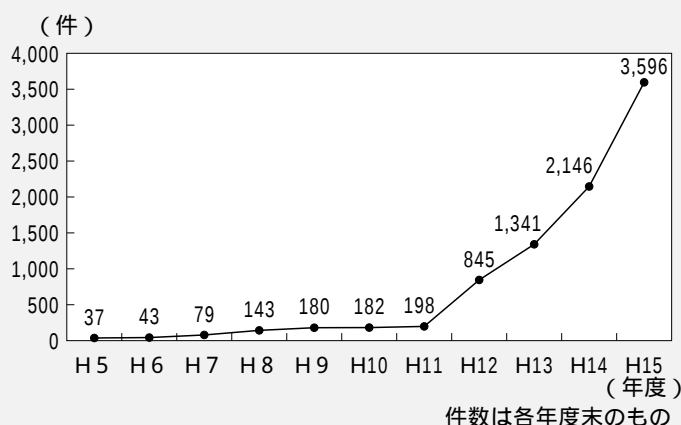


実証実験の目的・概要

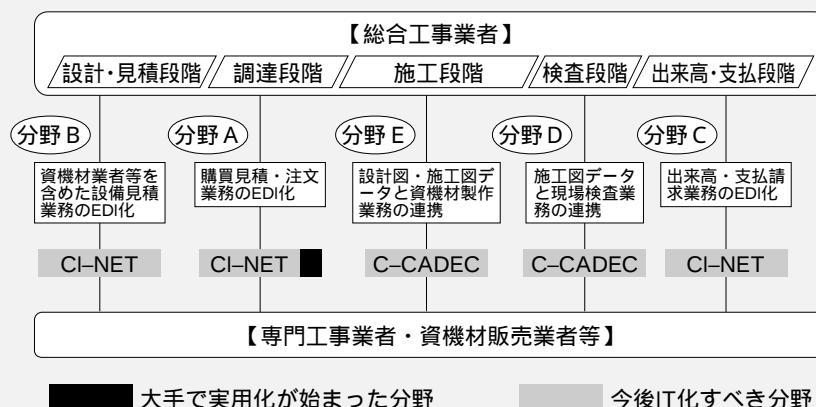
（1）実証実験の目的

これまでの取り組みにより、見積・注文業務など大手建設業者において IT 化が始まっている分野もあるが、建設生産の過程は設計、見積、注文、施工、検査、出来高確認、支払など多岐にわたり、これらのすべての分野における IT 化が実現すれば、それによる効果は乗数的に大きくなり、建設産業の生産性の飛躍的な向上に大きく寄与することが期待される。

また、中小・中堅建設業者においては、いまだ手探りの状態にある IT 化を自ら率先して導入するには障壁も多く、同規模の業者における成功事



図—1 CI-NETを利用する企業数の推移（累計）



図—2 建設生産の各過程におけるCI-NET・C-CADECを用いたIT化と本実証実験の位置付け

表—1 採択案件一覧

No.	分野 ^(注)	事業主体名 (幹事企業)	所 在	参加 企業数	実験地域	事 業 名
1	A	(株)さとうベネック	大分県 大分市	16	大分	大分県を中心とする調達分野(購買見積・注文業務) EDI の中小・中堅建設業者への普及促進実験
2	A	(株)穴吹システムズ	香川県 高松市	15	香川	香川県における調達分野(購買見積・注文業務) EDI の中小・中堅建設業者への普及促進実験
3	A	(株)ワイズ	長野県 飯山市	7	長野	長野県北部を中心とする中小企業間取引(購買見積・注文)における ASP ^(注) サービスの導入
4	B	(株)きんでん	大阪市 北区	15	東京・大阪	設備見積業務における資機材業者等を含めた EDI 構築に係る実証実験
5	C	安藤建設(株)	東京都 港区	28	首都圏	CI-NET を利用した出来高・請求業務における EDI の有効性
6	C	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	東京都 台東区	20	首都圏	CI-NET に準拠した受注者向け ASP サービスを利用した出来高・請求業務の実用化のための実証実験
7	C	(株)コア・システムデザイン	千葉県 習志野市	11	東京・香川	出来高・支払請求 EDI システム構築に係る実証実験
8	D	清水建設(株)	東京都 港区	3	東京	構造図と施工図 CAD データを基にした配筋検査と検査結果の共有
9	E	特機システム(株)	愛知県 名古屋市	10	東京・愛知	BE-Bridge ^(注) 拡張による CAD/CAM ^(注) 連携実証実験

(注) 1. 分野

A : 調達分野(購買見積・注文業務) EDI の中小・中堅建設業者への普及促進実験

B : 設備見積業務における資機材業者等も含めた EDI 構築に係る実証実験

C : 出来高・支払請求 EDI システムの構築に係る実証実験

D : 施工図データと現場検査業務の連携システム構築に係る実証実験

E : 設計図・施工図データと資機材製作業務の連携システム構築に係る実証実験

2. ASP : Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を販売するサービス。

3. BE-Bridge : Building Equipment-BRIEF Integrated format for Data Exchange の略。C-CADEC 標準の一つで、異なる CAD ソフト間で設備部材の形状や属性のデータを受け渡すための交換標準。

4. CAM : Computer Aided Manufacturing の略。コンピュータを利用して製品や部品の自動加工・組立を支援すること。

例が導入のきっかけになるものと考えられる。

本実証実験では、これらを踏まえ、建設生産における五つの過程を対象に、中小・中堅建設業者でも利用可能なシステム環境の構築を実証することを目的として実施した(図—2)。

(2) 実証実験の概要

実証実験の参加グループについては、平成15年7月に公募を行い、11件の提案を受けた。その後、事務局による受付審査および予備審査を経て、選定委員会による本審査により9件が採択された(表—1)。

採択された各案件については、平成15年12月ま

で実証実験を行い、各参加グループから結果の報告を受けた。



実証実験の結果概要

以下に、各分野における実証実験の概要、現在の紙ベースの業務における問題点、CI-NET 標準やC-CADEC 標準の利用による効果、さらなる業務プロセス改善の可能性を示す。

- (1) 調達分野(購買見積・注文業務) EDI の中小・中堅建設業者への普及促進実験(分野 A)

① 実験の概要

ここでは、購買見積・注文業務において現在行われている以下の各プロセスについて、CI-NET による EDI を構築し、その効果を確認した。

- ・総合工事業者は、見積依頼書を作成し、専門工事業者へ提示
- ・専門工事業者は、見積依頼書をもとに見積書を作成し、総合工事業者へ提出
- ・総合工事業者は、見積書をもとに注文書を作成し、専門工事業者へ提示
- ・専門工事業者は、注文書をもとに請書を作成し、総合工事業者へ提出

② 現在の業務の問題点

総合工事業者と専門工事業者との間で行われるやりとりは、郵送・FAX 等の紙ベースで行われているため、書類を作成するにあたっては、複写・転記・照合確認などの作業を何回も行うこととなり、これが人件費増加によるコスト高やミスの発生、余分な時間の浪費等の原因となっている。

③ CI-NET 標準の利用による効果

総合工事業者と専門工事業者の双方が、相手方から提出された書類の電子データを再利用して書類を作成することができるため、書類作成に要する時間や転記に伴うミスの発生を削減することができた。

また、書類の印刷にかかる費用や書類の保管スペースを削減することができたほか、書類の郵送料や相手方に届けるための移動時間を削減することができた。

さらに、電子契約においては印紙が必要ないことから、その費用を削減することができた。

④ さらなる業務プロセス改善の可能性

自社の原価管理システムとの連携により、さらに迅速な見積・注文業務を行うことが可能となる。また、見積・注文業務にとどまらず、出来高・支払請求業務への拡張が可能となる。

(2) 設備見積業務における資機材業者等も含めた EDI 構築に係る実証実験（分野 B）

① 実験の概要

ここでは、設備見積業務において現在行われて

いる以下の各プロセスについて、CI-NET による EDI を構築し、その効果を確認した。

- ・総合工事業者は、設備見積依頼書を作成し、専門工事業者へ提示
- ・専門工事業者は、設備見積依頼書をもとに設備機器見積依頼書を作成し、資機材販売業者へ提示
- ・資機材販売業者は、設備機器見積依頼書をもとに設備機器見積書を作成し、専門工事業者へ提出
- ・専門工事業者は、設備機器見積書をもとに設備見積書を作成し、総合工事業者へ提出

② 現在の業務の問題点

総合工事業者、専門工事業者および資機材販売業者の間で行われるやりとりは、(1)と同様 郵送・FAX 等の紙ベースで行われているため、書類を作成するにあたっては、複写・転記・照合確認などの作業を何回も行うこととなり、これが人件費増加によるコスト高やミスの発生、余分な時間の浪費等の原因となっている。

また、取引が特定の資機材販売業者に限定され、広く良質なものを安価で購入することができる市場にはなっていないことから、コストの削減が十分行われていない状況にある。

③ CI-NET 標準の利用による効果

総合工事業者、専門工事業者および資機材販売業者のそれぞれが、相手方から提出された書類の電子データを再利用して書類を作成することができるため、書類作成に要する時間や転記に伴うミスの発生を削減することができた。

また、書類の印刷にかかる費用や書類の保管スペースを削減することができたほか、書類の郵送料や相手方に届けるための移動時間を削減することができた。

④ さらなる業務プロセス改善の可能性

自社の原価管理システムとの連携により、さらに迅速な見積・注文業務を行うことが可能となる。また、見積業務で用いる書類が電子化されるため、これらを利用してさらに注文業務や出来高・支払請求業務へ拡張することが可能となる。

さらに、総合工事業者、専門工事業者および資機材販売業者の間で情報を共有し、在庫管理等に活用することで、製造業や流通業で進められているサプライチェーン・マネジメント⁽⁴⁾の実現へつながる。

(4) サプライチェーン・マネジメント：企業間の壁を超え、原材料の調達から顧客への商品提供までの一連のプロセスを最適化し、利益最大化、在庫削減、トータル経費の最小化を実現する経営管理手法。

(3) 出来高・支払請求 EDI システムの構築に係る実証実験（分野 C）

① 実験の概要

ここでは、出来高・支払請求業務において現在行われている以下の各プロセスについて、CI-NET による EDI を構築し、その効果を確認した。

- ・専門工事業者は、注文書をもとに出来高報告書を作成し、総合工事業者へ提出
- ・総合工事業者は、出来高報告書をもとに出来高確認書を作成し、専門工事業者に提示
- ・専門工事業者は、出来高確認書をもとに請求書を作成し、総合工事業者へ提出
- ・総合工事業者は、出来高報告書と請求書を照合し確認

② 現在の業務の問題点

総合工事業者と専門工事業者との間で行われるやりとりは、⁽¹⁾⁽²⁾と同様、郵送・FAX 等の紙ベースで行われているため、書類を作成するにあたっては、複写、転記、照合確認などの作業を何回も行うこととなり、これが人件費増加によるコスト高やミスの発生、余分な時間の浪費等の原因となっている。

また、現場の技術者が出来高確認書等の書類作成に多くの時間を割かれ、施工管理に十分専念できない状況となっている。

③ CI-NET 標準の利用による効果

総合工事業者と専門工事業者の双方が、相手方から提出された書類の電子データを再利用して書類を作成することができるため、書類作成に要す

る時間や転記に伴うミスの発生を削減することができた。

また、書類の印刷にかかる費用や書類の保管スペースを削減することができたほか、書類の郵送費や相手方に届けるための移動時間を削減することができた。

さらに、現場の技術者が書類作成にかかる時間を削減することにより、施工管理に専念する時間を増やすことができた。

④ さらに業務プロセス改善の可能性

すでに見積・注文業務を EDI 化している企業は、さらに出来高・支払請求業務を EDI 化することで、見積から請求にいたる一連の帳票データが電子化され、企業全体の業務の効率化を図ることが可能となる。

(4) 施工図データと現場検査業務の連携システム構築に係る実証実験（分野 D）

① 実験の概要

ここでは、鉄筋工事の配筋検査業務において現在行われている以下の各プロセスについて、C-CADEC 標準を用いた CAD データ交換システムを構築し、その効果を確認した。

- ・総合工事業者は、構造図および施工図から手作業により CAD データをコピーし、配筋検査用データを作成
- ・総合工事業者は、検査結果を設計事務所および検査機構に伝え、そこからのコメントをもとに再施工および再検査を実施

② 現在の業務の問題点

総合工事業者が構造図や施工図から手作業により検査用データを作成するには、複写、転記、照合確認などの作業を何回も行うこととなり、これが人件費増加によるコスト高やミスの発生、余分な時間の浪費等の原因となっている。

また、検査時に大量の図面や書類を持って行かなければならず、また、検査のたびに設計事務所や検査機構の技術者が現場に出向く必要があるため、多大な負担となっている。

③ C-CADEC 標準の利用による効果

総合工事業者は、構造図や施工図から検査用デ

ータを作成するのに要する時間を削減することができたほか、検査記録の入力時におけるミスの発生を削減することができた。

設計事務所および検査機構は、総合工事業者との間で検査結果を共有することにより、日常の検査の状況を常時把握することができるため、現場での検査に要する時間を削減することができた。

④ さらなる業務プロセスの改善の可能性

総合工事業者、設計事務所および検査機構の間で、検査結果に係る正確な情報をリアルタイムで共有することにより、配筋検査全体の検査プロセスの最適化が行われる素地が整ったが、さらに他の検査においても同様の方式を導入することにより、現場の検査全体の効率化を図ることが可能となる。

(5) 設計図・施工図データと資機材製作業務の連携システム構築に係る実証実験（分野 E）

① 実験の概要

ここでは、ダクトの製作業務において現在行われている以下の各プロセスについて、C-CADEC 標準を用いた CAD データ交換システムを構築し、その効果を確認した。

- ・専門工事業者は、設計図書をもとに施工図を作成
- ・空調工事業者は、施工図をもとに製作図を作成
- ・空調工事業者は、製作図をもとにダクトの加工切断用データを作成

② 現在の業務の問題点

設計図、施工図および製作図から作成されるダクトの加工切断用データは、それぞれのデータ間の連携が図られていないため、各プロセスにおいて複写・転記・照合確認などの作業を何回も行うこととなり、これが人件費増加によるコスト高やミスの発生・余分な時間の浪費等の原因となっている。

③ C-CADEC 標準の利用による効果

空調工事業者は、設計図から施工図、製作図およびダクトの加工切断データを作成するという一連の作業を、BE-Bridge に準拠したデータを用

いて行うことにより、施工図の作成に要する時間を削減することができたほか、製作図の作成を自動化することができたことにより大幅に時間を削減することができた。

④ さらなる業務プロセスの改善の可能性

空調工事業者は、そのほとんどが中小零細企業であるが、本分野におけるコスト削減効果はとても大きく、空調工事業者の経営改善に寄与する可能性が高い。また、重層構造が特色の建設業界においては、空調工事業者は設計変更などの影響を最も受けやすい立場にあるが、本分野においては作業を自動化できる部分が多いため、これらの影響を削減することも可能である。



その他

国土交通省では、本実証実験の結果をまとめたパンフレットを作成し、（財）建設業振興基金において配布しているところである（問い合わせ先は以下を参照）。また、（財）建設業振興基金のホームページからは、パンフレットおよび報告書（要約版）の PDF ファイルをダウンロードすることができる。



● パンフレットについての問い合わせ先

（財）建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

虎ノ門4丁目 MT ビル2号館

TEL：03-5473-4573 FAX：03-5473-4580

e-mail：ci-net01@fcip.jp

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/

「労務費調査の基本的あり方に関する研究会」について

国土交通省総合政策局建設振興課労働資材対策室

こいずみ ひろし
指導調整係長 小泉 洋



はじめに

公共工事の発注に際して、発注者は工事費の積算を行い、これに基づき予定価格を決定しますが、この予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」第80条において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

このため、農林水産省および国土交通省の二省では、公共工事の工事費の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」）を決定するため、公共事業労務費調査（以下、「労務費調査」）を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査しています。

労務費調査については、平成11年と平成12年に開催された「公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会」の提言等を受け、これまでも必要に応じて調査方法の改善を実施してきました。

しかしながら、公共事業を取り巻く新たな社会

情勢の変化や、建設労働者を取り巻く環境の変化、あるいは現行制度上の限界等から以下のような問題点・課題が生じてきています。

- ① 調査コストの縮減や調査規模の縮小の必要性
- ② 少数標本職種の取り扱い
- ③ 調査から単価決定までのタイムラグ
- ④ 今後の積算体系の変化の中での労務単位の位置付け
- ⑤ 棄却率の改善や過年度から引き続く実務的な改善事項の検討

これらの状況を踏まえ、労務費調査の基本的あり方を検討することを目的として、「労務費調査の基本的あり方に関する研究会」（以下、「研究会」）が設置され、第1回研究会が平成15年11月、第2回が同年12月、第3回が平成16年2月に開催されました。

この第3回研究会において、これまでの検討を踏まえて中間とりまとめを行ったので、その内容を報告します。



平成16年 2月26日

労務費調査の基本的あり方に関する検討中間とりまとめ

労務費調査の基本的あり方に関する研究会

1. 趣 旨

公共事業労務費調査は公共工事の工事費の積算に使用している公共工事設計労務単価の設定の基礎となる調査であり、昭和45年より毎年、農林水産省及び国土交通省の二省が、他の公共工事発注者の協力を得て実施しているものである。

労務費調査については、これまでも必要に応じて調査方法の改善を実施してきているが、公共事業を取り巻く新たな社会情勢の変化や、建設労働者を取り巻く環境の変化、あるいは現行制度上の限界等から、調査コストの縮減や調査規模の縮小の必要性、少数標本職種への対策、調査から単価決定までのタイムラグ等、いくつかの問題が生じてきている。

これらの状況を踏まえ、調査実施方法の改善方策を含め、労務費調査の基本的あり方に関して検討することを目的として、平成15年11月に本研究会が設置され、議論を行ってきた。今般行われた第3回研究会までの検討を踏まえ、中間とりまとめを行うものである。

2. 中間とりまとめの内容

(1) 調査手法の最適化に関する事項

① 同一単価県（複数県ブロック）の設定

建設労働者の就労範囲は、各会社の所在地又は居住地のみに限らず、周辺の都道府県の現場へも就労している実態がある。

国土交通省等では、これまでも就労範囲に関しての調査を実施し、特に広く移動している実態のある職種（潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、高級船員、普通船員：計8職種）について、その単価設定を都道府県単位から地方ブロック単位へ広域化を実施してきた。

今回、すでに広域化を実施した職種以外で、過去の調査から、周辺都道府県への移動実態がある程度あると判断される職種について、詳しく調査・分析を実施し、地形、経済圏等を考慮しながら、複数県でのブロック化を進めていくことを検討する。

- ・来年度、県外就労率が高い職種について就労範囲に関する調査を実施
- ・調査結果を踏まえ、具体的な複数県でのブロック化の方法・基準について検討

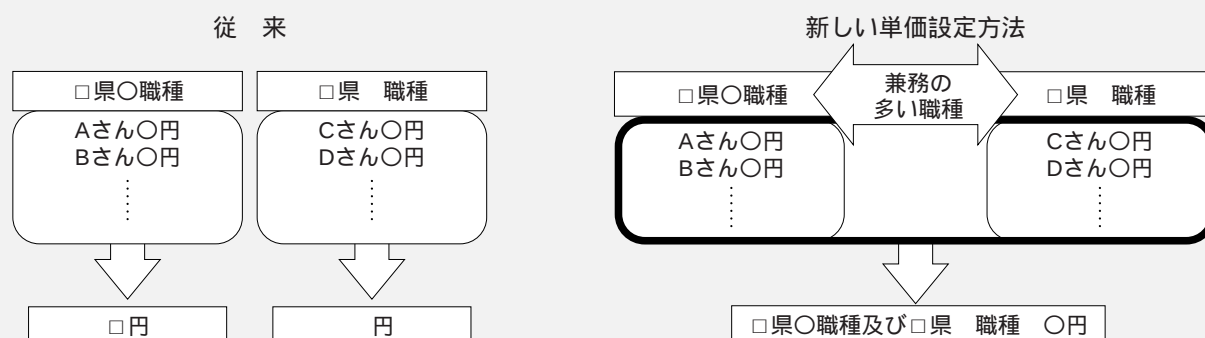
② 複数職種を統合した単価の設定

建設労働者の中には、1つの職種の作業だけでなく、複数の職種の作業内容を兼務している労働者が存在する。特に地方部においては、大都市圏ほど作業が細かく分業化されておらず、複数職種を兼務する労働者が多いとの指摘がある。

そこで公共事業労務費調査に定める50職種の中で、特に兼務されることの多い職種の状況を各都道府県ごとに調査し、技能・技術の程度、兼務パターンの固定度等を考慮しながら、単価設定の統合化について検討する。

- ・来年度の労務費調査の補足調査として複数職種の兼務状況の調査を実施
- ・調査結果を踏まえ、具体的な統合化の方法・基準について検討

(単価設定統合化のイメージ)



(2) 調査方法の改善に関する事項

① 職種の分類方法に関する改善

公共事業労務費調査では、建設労働者を50職種に分類して調査しているが、技能労働者（とび工、鉄筋工等）と普通作業員等との分類が、調査対象者（調査対象となる会社及び個人事業者。以下同じ）にとっては必ずしも容易ではなく、問合せも多い。

このため、公共工事の積算基準に対応した分類がより正確に行われるように、職種分類の考え方のさらに詳しい説明を、「調査の手引き」や記入方法の説明会において追加することが適当であると考えられる。

具体的な検討の方向性（例）

- ・「調査の手引き」の職種の定義に、積算基準上の職種の位置付けに関する注意書き、すなわち技能職種と作業員職種の混在する作業であるので注意が必要であることを明確化（下記イメージ参照）
- ・公共工事の積算基準の考え方を説明会においても説明

（「調査の手引き」職種の定義変更イメージ）

職種	定義と作業内容	世話役・一般技能労働者・作業員等の区分
〇〇〇工	****について、相当程度の技能を有し、** **における*****について、主体的業務を行うもの	一般技能労働者



職種	定義と作業内容	世話役・一般技能労働者・作業員等の区分
〇〇〇工	****について、相当程度の技能を有し、** **における*****について、主体的業務を行うもの	一般技能労働者 下線部の作業を行っただけでは〇〇工となるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意して下さい。 02 普通作業員 03 軽作業員

② 手当区分の説明の改善

労務費調査では、主に通常の労働に対して支払われる手当を「基準内手当」とし、主に通常の労働以外に対して支払われる手当を「基準外手当」として区分して調査票に記入してもらっているが、それぞれの会社においては手当の名称や支払われる条件が異なるため、調査対象者にとっても判断が容易ではない箇所である。

そこで調査票の書き方を記した「調査の手引き」に、一般的な手当について、ケースごとに説明を追加する等の改善を図っているが、なおわかりにくいとの指摘があることから、さらに多くの具体的事例について掲載すること、説明会会場での説明をより詳しく行うこと等が適当であると考えられる。

具体的な検討の方向（例）

- ・「調査の手引き」により多くの手当の例について掲載（次頁イメージ参照）

～手引きに記載されていない手当の例～（現状内容が説明されていても名称が異なるものを含む）

皆勤手当，会議手当，危険作業手当，寒冷地手当，特殊作業手当等

- ・手当の考え方について説明会での説明を充実

（「調査の手引き」変更のイメージ）

従来

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
技能手当	労働者の作業の熟練度（能力）等に応じて支給される手当	○	



変更案

主な手当名称	その他名称	手当の内容	基準内手当 右記以外	基準外手当 特殊な労働経費 にあたる手当等
技能手当	技術手当	労働者の作業の熟練度（能力）等に応じて支給される手当	○	

さらに次の例のような“逆引き”の表などを補足

支払われる手当	労務単価に含まれる目安となる 手当の名称
労働者の作業の熟練度（能力）等に応じて支給されるもの 例えば，技術手当等	技能手当

③ 調査から単価設定までのプロセスのアカウンタビリティの向上

対象工事の選定基準，単価の設定方法等の調査から設定までのプロセスや考え方に関し情報を求める要望があることから，これらについて，よりわかりやすい説明を対外的に実施していくとともに，調査の実施方法についての説明を国土交通省の HP に掲載することが適当と考えられる。

具体的な検討の方向（例）

- ・対象工事の選定基準，単価の設定方法について，対外的な説明の機会があるごとにわかりやすく説明
- ・調査の流れについて，図等を用いた説明を HP 上に掲載

④ 調査説明会等の改善

労務費調査の調査対象者に対する説明会については，その開催場所を増やして欲しいという要望や開催日程について柔軟に対応して欲しいとの要望がある。説明会は，調査の趣旨を理解してもらい，調査票を正確に記入してもらうためにも重要なものであることから，以下の項目について改善を検討することが適当である。

具体的な検討の方向（例）

- ・説明会の改善

以下の中から可能なものについて実施する方向で検討。

① 説明会会場の会場数，大きさ，設備等を考慮

② 開催日程及び時期を配慮

→ 説明会の回数を増やす

→ 対象会社側の事務が繁忙といわれている上旬と下旬を避けた時期に開催

③ 説明会を 2 部構成に変更

→ 前年に続く調査対象者には変更点だけの説明をすることで説明の短縮を図り，はじめて調査対象となる方にはより詳しい説明を実施

- ・説明会での説明内容等の HP への掲載検討

もう一度説明を聞きたい調査対象者の方のために，国土交通省の HP に以下の措置を実施する方向で検討。

① 説明会で説明されている内容の掲載

- ② 記入時に質問の多い項目についての解説の掲載するとともに毎年更新，充実していく
- ③ 説明会では対応できない特殊な就労形態についての記入方法等についての説明の掲載

・調査対象工事選定通知の発信方法の改善

- ① 工事の選定通知を送付する際に「調査の手引き」を送付する
- ② 説明会の開催時期より前に，HP 上に「調査の手引き」の内容を公開し，事前に調査について知ることができるようになる

・重複する下請け会社に対する対応改善

異なる工事において重複して調査対象となり，説明会に2度以上出席を求められる会社があることから，説明会については1度参加すればよいことを発注機関を通して周知する方向で検討。

⑤ 調査実施方法の合理化

労務費調査は全国各地で行われているため，直接の実施主体が多数存在し，それぞれの具体的調査の実施方法が若干異なっている。この実施方法の差異については，各発注機関が独自の効率的な実施方法を工夫して行っていることによると考えられるが，このことが逆に，複数の発注工事で調査対象者に調査の受け方などについて混乱を招いている場合もある。

このため，調査マニュアルを整備し，以下の改善を行うことが適当と考えられる。

具体的な検討の方向（案）

- ・調査の説明会，現況調査等の必要な項目について，基本的な部分については具体的な実施方法の統一化を図る
- ・各発注機関の先進的・効率的な実施方法について全国的に取り入れることにより，調査の効率化を図る

(3) 従前から継続する課題等への対応に関する事項

棄却率の改善に向けた取り組みの実施

労務費調査は賃金台帳に記載された内容を，調査票に転記してもらうことにより実施しており，就業時間や手当の金額等を確認するため，賃金台帳に加え就業規則等についても調査対象者に持参してもらっている。

しかし，調査対象となった会社から提出された標本データのうち，近年半数近くが，就業規則や賃金台帳の未整備のため，内容が確認できないものとして棄却されている。

このことから，労働基準法により調整が義務付けられた就業規則，賃金台帳等の作成・整備に必要な知識，情報を調査の説明会において提供することにより，これらの整備の徹底を呼びかけ，調査での棄却率の改善を図ることが適当であると考えられる。

また，あわせて建設業界団体や関連公益法人へも協力を依頼し，会員企業を通して建設労働者を雇用する会社これらの情報を提供してもらうことも検討すべきである。

(4) その他

以下の事項および上記にあげていない項目については，今後の研究会にて引き続き議論していく。

- ・単価決定のスピードアップ及び迅速な実態の反映に関する事項
- ・今後の労務単価の役割についての検討に関する事項



おわりに

調査の精度，透明性をさらに高めるため，今回の研究会における「中間とりまとめ」を踏まえ，平成16年度10月調査より，所要の改善を実施して

いく予定である。

労務費調査は，従来より関係各位の多大なるご協力のもとに実施しているところであるが，今後とも引き続き，本調査に対するご理解とご協力をお願いする次第である。